

第 1 障がいのある人の現状

1 障害者手帳所持者数の状況

(1) 米子市の人口

令和 5 年 3 月 31 日における米子市の人口は 145,348 人（住民基本台帳）です。

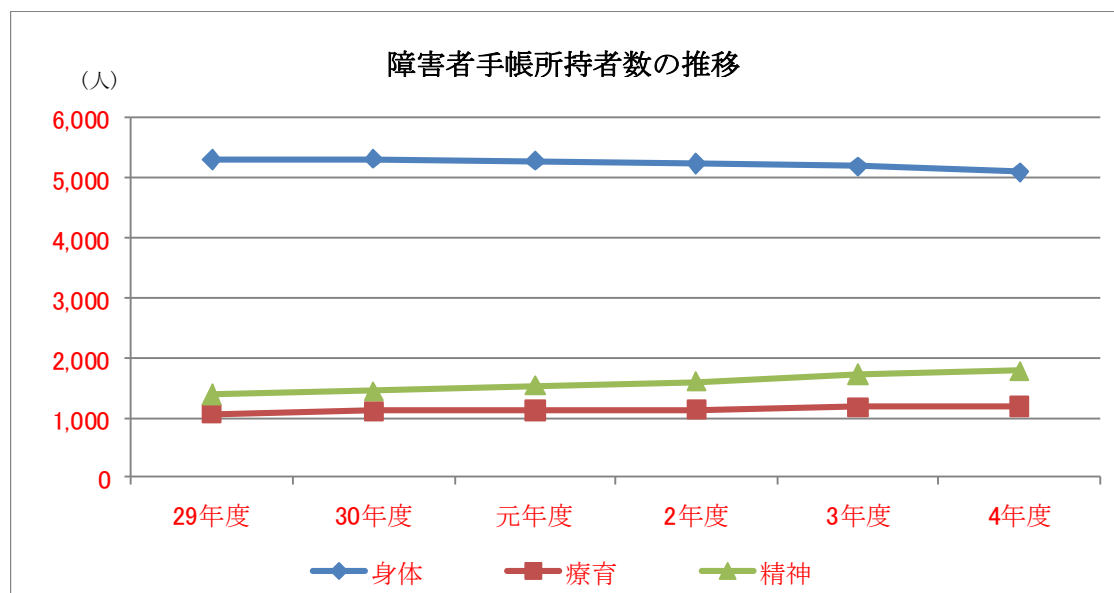
(2) 障害者手帳所持者数の状況

令和 5 年 3 月 31 日における障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者数は、8,082 人で、総人口に占める割合は 5.56%です。

（人）

	29 年度	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度
身体	5,314	5,323	5,288	5,249	5,205	5,105
療育	1,066	1,107	1,118	1,137	1,178	1,192
精神	1,392	1,446	1,534	1,601	1,723	1,785
合計	7,772	7,876	7,940	7,987	8,106	8,082

（各年度の 3 月 31 日現在の人数）



2 身体障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳の所持者数は、令和4年度では5,105人となっています。

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
所持者数*	5,314	5,323	5,288	5,249	5,205	5,105

※本市に住民票がある身体障害者手帳の交付を受けている者と児童の数。(年度中の転出者・死亡者は含まない。)

(2) 身体障害者手帳所持者の等級別の数

身体障害者手帳の等級別の所持者は、割合で比べると令和2年度から大きな変化はありません。

1級、2級を合わせた重度の割合は、令和4年度では50.8%と約半数を占めています。

(人)

	2年度		3年度		4年度	
1級	1,930	(36.8%)	1,901	(36.5%)	1,889	(37.0%)
2級	728	(13.9%)	722	(13.9%)	705	(13.8%)
3級	763	(14.5%)	779	(15.0%)	754	(14.7%)
4級	1,196	(22.8%)	1,172	(22.5%)	1,142	(22.3%)
5級	293	(5.6%)	284	(5.5%)	265	(5.1%)
6級	339	(6.4%)	347	(6.7%)	350	(6.8%)
合計	5,249		5,205		5,105	

(3) 主な障がいの種類別身体障害者手帳所持者の数

主な障がいの種類別の身体障害者手帳の所持者数について、全体の割合をみると、大きな変化はありません。

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
視覚	341 (6.4%)	334 (6.3%)	339 (6.5%)	345 (6.6%)	353 (6.8%)	348 (6.8%)
聴覚平衡機能	407 (7.7%)	412 (7.7%)	409 (7.8%)	422 (8.0%)	437 (8.4%)	432 (8.4%)
音声言語機能	65 (1.2%)	67 (1.3%)	63 (1.3%)	62 (1.2%)	61 (1.2%)	61 (1.2%)
肢体不自由	2,900 (54.6%)	2,853 (53.6%)	2,781 (52.4%)	2,701 (51.5%)	2,604 (50.0%)	2,527 (49.5%)

内 部 ※	1,601 (30.1%)	1,657 (31.1%)	1,696 (32.0%)	1,719 (32.7%)	1,750 (33.6%)	1,737 (34.0%)
合 計	5,314	5,323	5,288	5,249	5,205	5,105

※内部：心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障がい

(4) 自立支援医療（更生医療）の状況

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
視 覚	0	0	0	0	0	0
聴覚平衡機能	0	0	0	0	0	0
音声言語機能	1	1	1	1	2	2
肢体不自由	3	2	0	0	0	1
内 部 ※	497	498	508	521	550	838
合 計	501	501	509	522	552	841

※内部：心臓・腎臓(人工透析・腎移植後の免疫抑制療法)・肝臓(肝移植後の免疫抑制療法)・免疫不全への免疫療法

(5) 自立支援医療（育成医療）の状況

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
視 覚	2	3	1	2	3	2
聴覚平衡機能	3	1	1	1	0	0
音声言語機能	25	12	10	11	14	8
肢体不自由	11	12	12	11	10	9
内 部 ※	41	26	20	17	13	15
合 計	82	54	44	42	40	34

※内部：心臓・腎臓(人工透析・腎移植後の免疫抑制療法)・肝臓(肝移植後の免疫抑制療法)・免疫不全への免疫療法

3 知的障がいのある人の状況

(1) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳の所持者数は、令和4年度では1,192人となっています。

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
療育手帳A	323	338	334	334	339	337
療育手帳B	743	769	784	803	839	855
合計	1,066	1,107	1,118	1,137	1,178	1,192

※本市に住民票がある療育手帳の交付を受けている者と児童の数。(年度中の転出者・死亡者は含まない。)

4 精神障がいのある人の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和4年度では1,785人となっています。等級別の割合は、ほぼ横ばいで、2級が全体の約7割半を占めています。

(人)

等級	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1級	172 (12.4%)	164 (11.3%)	160 (10.4%)	162 (10.1%)	162 (9.4%)	149 (8.3%)
2級	1,075 (77.2%)	1,114 (77.1%)	1,176 (76.7%)	1,204 (75.2%)	1,275 (74.0%)	1,311 (73.4%)
3級	145 (10.4%)	168 (11.6%)	198 (12.9%)	235 (14.7%)	286 (16.6%)	325 (18.2%)
合計	1,392	1,446	1,534	1,601	1,723	1,785

※本市に住民票がある精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者と児童の数。(年度中の転出者・死亡者は含まない。)

(2) 自立支援医療（精神通院医療）の状況

自立支援医療（精神通院医療）を受けている人は、令和4年度は5,506人となっています。

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
受給者証 交付者数	3,446	3,677	4,048	4,112	4,085	5,506

5 障がいのある児童の状況

(1) 特別支援学級等の状況

① 小学校における特別支援学級の児童の状況（毎年度5月1日現在の在学者数）

ア 障がいのある児童数

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
全児童数	8,002	7,986	7,976	7,927	7,899	7,840
障がい児数	210	215	239	269	275	285

イ 障がいの状況別児童数、特別支援学級数

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
肢 体	2	2	4	4	4	5
知 的	77	78	67	73	74	74
病 弱	7	7	9	5	8	10
難 聴	1	3	5	4	6	6
自閉・情緒	123	124	154	183	182	187
弱視		1			1	3
合 計	210	215	239	269	275	285
特別支援学級数	59学級	60学級	68学級	69学級	76学級	80学級

② 中学校における特別支援学級の生徒の状況（毎年度5月1日現在の在学者数）

(米子市日吉津村組合立箕蚊屋中学校を含む)

ア 障がいのある生徒数

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
全生徒数	4,185	4,025	4,016	3,997	3,941	4,027
障がい児数	94	106	119	117	137	137

イ 障がいの状況別生徒数、特別支援学級数

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
肢 体	2	2	0	0	1	2
知 的	39	40	44	40	42	34
病 弱	4	3	4	5	10	7
難 聴	1	0	0	1	2	2
自閉・情緒	48	61	70	70	81	92
弱 視			1	1	1	0
合 計	94	106	119	117	137	137
特別支援学級数	33 学級	33 学級	33 学級	34 学級	37 学級	35 学級

③ 発達障がいの診断を受けている児童・生徒の状況

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
小学校	435	456	472	532	469	453
中学校	234	257	262	286	293	276
合 計	669	713	734	818	762	729

※特別支援学級以外の児童・生徒を含む

④ 通級指導を受けている児童・生徒の状況

(人)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
小学校 (ことば)	18	21	21	22	20	22
小学校 (まなび)	100	120	119	106 (待機 20)	104 (待機 13)	116 (待機 8)
中学校	24	33	33	47	49 (待機 13)	45 (待機 2)

6 障がいのある人の雇用状況

ハローワーク米子管内(米子市・境港市・西伯郡・日野郡)の障がいのある人の就職件数の推移です。

(1) 身体障がいのある人

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
求職申込件数	119人	126人	86人	130人	110人	114人
紹介件数	206人	161人	167人	147人	180人	157人
就職件数	64人	75人	70人	57人	64人	67人

(2) 知的障がいのある人

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
求職申込件数	72人	86人	62人	87人	80人	89人
紹介件数	90人	94人	70人	70人	81人	93人
就職件数	54人	62人	77人	47人	57人	63人

※元年度の就職件数が紹介件数を上回っているのは、30年度中に紹介を受けた結果、元年度の就職となった方が多くあったためです。

(3) 精神障がいのある人

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
求職申込件数	287人	288人	221人	281人	309人	334人
紹介件数	500人	593人	419人	495人	564人	666人
就職件数	165人	203人	171人	170人	188人	231人

(4) その他(発達障がい、難病等)

	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
求職申込件数	39人	58人	47人	90人	65人	36人
紹介件数	90人	72人	73人	130人	98人	49人
就職件数	24人	29人	29人	63人	47人	23人

※2年度実績は、発達障がいのある方の増加によるものです。

第2 米子市障がい者計画

1 「分野別の取組」について

(1) 安心・安全な生活環境の整備

【基本的な考え】

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし、社会参加を進めていくためには、生活環境の整備が不可欠です。

障がいのある人が、安心して安全に生活できる住環境や移動しやすい環境、アクセシビリティに配慮した施設の整備など、障がいのある人に配慮したまちづくりの推進を通じ、生活環境における社会的障壁（バリア）を取り除き、アクセシビリティの向上を推進します。

また、生活環境の整備は、段差などの物理的な障壁の除去だけでなく、心理的な障壁を取り除くことも重要です。障がいの特性や障がいのある人への理解を深めることが、障がいのある人もない人も暮らしやすい生活環境につながるため、「あいサポート運動」や「心のバリアフリー」を広めるための取組を推進します。

【取組方針の項目】

- ①住宅の確保 ②移動しやすい環境の整備 ③アクセシビリティに配慮した施設の推進
④障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 ⑤あいサポート運動の推進

「成果」

住環境の整備として、市営住宅新築、改修時のバリアフリー化の実施を行うとともに、障がいのある人や生活困窮者等の住宅確保要配慮者への支援のため、令和3年度から家賃低廉化事業を実施しました。グループホームについては、国・県による施設整備補助金と合わせて本市独自の補助を令和3年度及び4年度に2施設に対して行うなどした結果、グループホームは増加しています。

障がいのある人に配慮したまちづくりについては、現在新築に向けて動いている米子新体育館について障がいのある方にとって利用しやすい施設とする水準設定を設けるなど、環境整備に向けた取組を行っています。

また、心理的な障壁を取り除くための活動として、あいサポーター研修を実施しました。

「課題」

グループホームについては、中・軽度の方向けのものだけでなく、日中サービス支援型のグループホームも増えていますが、重度の障がいや行動障がい、医療的ケアを必要とする方などが利用できるグループホームは不足しています。

あいサポーター研修は実施していますが、障がい特性や障がいのある人への理解を深めるための市民に対する啓発活動については、十分に行えていません。

(2) 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

【基本的な考え】

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、その人にあった方法で、必要な情報を得ることができる環境を整備することが重要です。

障がいのある人が、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成や確保を図り、福祉サービスの充実を図ります。

【取組方針の項目】

①情報提供の充実 ②意思疎通支援の充実 ③行政情報のアクセシビリティの向上

「成果」

聞こえない・聞こえにくい方には、手話や要約筆記、筆談による意思疎通支援を行うとともに、見えない・見えにくい方に対しては、広報物の点字版、音声版の作成・配布などを行っています。

米子市ホームページについては、「やさしい日本語」に変換する自動変換ツールを令和5年2月に導入し、誰でも分かりやすい日本語で閲覧することができるようにしました。

また、市から発送する通知等に、担当課名などの点字シールを貼付する取組を行っています。

また、意思疎通支援を担う人材育成のため、手話奉仕員研修（委託）を実施しました。

「課題」

平成31年3月28日に施行した「米子市手話言語条例」に基づく具体的な施策の実施ができていません。

また、令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）という。）に基づく、障がい有無を問わず、誰もが同じように情報を受け取ることができる環境整備に向けた取組を行う必要があります。その中で、視覚、聴覚だけでなく、知的や発達、高次脳機能障がいなどにより意思疎通が困難な方に対する情報提供の方法についても充実させていく必要があります。

(3) 安心・安全のための防災、防犯等の推進

【基本的な考え】

これからのまちづくりにおいて、市民の「安心・安全」の確保は大きな課題であり、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して、安全に生活することができるよう、障がい特性に配慮した支援を行うことにより、災害や犯罪等による被害の未然防止に努める必要があります。

災害が起こったときには、障がい特性に配慮した緊急通報や情報伝達により、避難支援、避難所の確保や避難所での合理的配慮の提供、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、環境の整備を進めます。

また、障がいのある人が、犯罪や消費者トラブルに巻き込まれないようにするための取組を推進します。

【取組方針の項目】

①防災対策の推進 ②緊急通報・避難体制の整備 ③防犯対策の推進

「成果」

災害時等における情報伝達の取組として、視覚障がいのある方などへの防災ラジオ無償貸与を実施するとともに、災害発生時FAX一斉送信システムも導入し、障がいのある方に対する情報伝達方法の充実を図りました。

災害時の「逃げ遅れゼロ」を目的とした避難行動要支援者に関する取組では、令和5年3月に米子市避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関する条例（以下、「避難行動要支援者条例」という。）を制定し、避難行動要支援者名簿の作成と、同意される方に対する個別避難計画の作成を順次行っています。これらを継続的に行うことで、地域の防災体制の強化を図っています。

「課題」

障がい特性に応じた情報伝達について、引き続き取り組んでいく必要があります。

避難行動要支援者名簿の作成と個別避難計画の作成については、令和3年から年次的に取り組んでいますが、作成後の見直しなど継続的な取組を実施していくことが必要です。

障がいのある方の避難先については、福祉避難所を含めて実行性を確保していく必要があります。

(4) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【基本的な考え】

すべての人が、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、障がいを理由とする差別の解消や障がいのある人への虐待を防止し、権利を守るための取組が重要です。

社会のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別の解消を進めるため、市は、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を市の責務として実施していくとともに、市民や事業者への啓発を行い、幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障がい者差別の解消に向けた取組を実施します。

また、障がいのある人への虐待を防止し、権利を守るため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づく相談や紛争解決のための手続きを県や関係団体と連携しながら進めていくとともに、成年後見制度を含めた権利擁護の取組を積極的に進めていきます。

【取組方針の項目】

①障がいを理由とする差別の解消の推進 ②権利擁護の推進と虐待の防止

「成果」

あいサポーター研修の実施により、受講者に対して障がい及び障がい者への理解を深めることができました。

権利擁護の取組については、成年後見制度の検討が必要な場合、制度の中核機関である福祉政策課との連携のもと、市長申立の実施や、利用支援等に取り組みました。

障がい者虐待が疑われる事象について通報があった場合、早急に関係機関と連携し、関係者からの事実確認を行うとともに必要に応じて当事者へのフォローを行うなど、適切な対応を行いました。

障がい者虐待の件数については、次のとおりです。

	相談件数 (実人数)	認定件数 (実人数)	認定した事象の概要
令和3年度	13件 (12人)	1件 (1人)	施設従事者：身体的(1)
令和4年度	5件 (5人)	1件 (1人)	施設従事者：心理的(1)

「課題」

障がい者差別解消法については、令和6年6月に合理的配慮の提供が民間企業においても義務化されるため、あいサポーター研修だけでなくあらゆる方法で啓発していく必要があります。

成年後見制度については、市民に十分に理解されているとは言えないため、今後さらなる周知、広報活動が必要です。

施設従事者による虐待の未然防止のため、県が行う指導監査等と連携し、事業所等における適切な支援のための体制整備や、虐待防止のための取組状況について確認していく必要があります。

(5) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【基本的な考え】

障がいのある人や障がいのある児童及びその家族が、住み慣れた地域で安心して、個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい特性や医療的ケアの必要性の有無など一人ひとりの心身の状態や生活実態、家族の状況を踏まえた適切な支援を受けることができるようにすることが重要です。

そのため、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのある児童への支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上に取り組むとともに、福祉関係機関と、保健、医療、保育、教育等の各関係機関とが連携し、支援体制の充実を図ります。

また、施設入所者や長期入院している者などの地域生活への移行を推進し、障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重して、安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、必要な時に必要な福祉サービスを受けることができるよう取組を進めます。

さらに、自ら意思を決定することが困難な障がいのある人に対しても、本人の自己決定を尊重する観点から、必要な意思決定の支援を行うとともに、障がいのある人が自らの決定に基づいて必要な支援を受けることができる体制を目指します。

【取組方針の項目】

- ①意思決定の支援 ②相談支援体制の構築 ③地域移行支援、在宅サービス等の充実
- ④障がいのある児童及び家族に対する支援の充実 ⑤障がい福祉サービス等の質の向上等
- ⑥障がい福祉を支える人材の育成・確保

「成果」

地域における相談支援の中核的役割を担う米子市障がい者基幹相談支援センターにおいて、市役所窓口での相談体制の強化、相談支援事業者への専門的指導や助言などの相談支援体制の充実を図りました。

令和4年4月には米子市総合相談支援センター「えしこに」を開設し、複合的な課題がある方や家族などの支援体制を整えました。

長期入院者や施設入所者の地域移行については、県や西部自立支援協議会の地域移行部会とも連携して、対象者との面会や退院後の支援などに取り組むことで地域生活への移行につなげています。

相談支援専門員の不足については、新規に事業所を立ち上げたり、増員した事業所に対する人件費の補助などを県と協調して実施することで、本市を含めた西部圏域で増加しています。

「課題」

地域生活支援拠点の施策実施などのため、基幹相談支援センターの体制強化と再構築を図る必要があります。また、入所施設からの地域移行について、関係者と現状や課題を共有することで、取組を進めていく必要があります。

福祉人材の不足により、居宅介護など障がい福祉サービスの利用ニーズに対して、サービス提供が十分に行えていない状況があります。

(6) 保健・医療の推進

【基本的な考え】

障がいのある人が住み慣れた地域で生活するためには、身近な地域において、保健や医療を受けることができる体制を整備することが重要です。

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療の提供・支援を可能な限り地域で行うとともに、入院中の精神障がいのある人の早期退院及び地域生活への移行を推進し、地域生活への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に取り組みます。

また、障がいのある人が、身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実に努めます。

【取組方針の項目】

- ①精神保健・医療の適切な提供等 ②保健・医療の充実等 ③難病に対する保健・医療の推進
④障がいの原因となる疾病等の予防・治療 ⑤新型コロナウイルス感染防止への取組

「成果」

精神障害者保健福祉手帳2級及び3級の方への本市独自の特別医療制度を令和3年度から開始し、医療費の負担軽減を図りました。

障がい者支援課の精神保健担当保健師による精神障がいのある方への定期的な訪問や、受診同行などにより、支援を必要とされる方やそのご家族との関係を維持することで、適切な支援を行うことができました。

新型コロナウイルス感染拡大防止への取組みについては、感染者発生時にサービス事業所や県の関係機関などと連携を図ることで、感染拡大の防止に努めました。

「課題」

精神保健担当保健師による支援については、障がい当事者の抱える問題だけでなく、家族全体への支援が必要なケースが増加しており、米子市総合相談支援センター「えしこに」など市内の関係部署や他の支援機関との一層の連携が重要になっています。

(7) 行政サービス等における配慮

【基本的な考え】

障がいのある人が、その権利を円滑に行使できるよう、あらゆる行政手続きにおいて、必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行う必要があります。

そのためには、市職員が率先して障がい特性を理解し、窓口等における配慮を徹底するとともに、行政情報を提供するときは、障がい特性に配慮した方法による情報保障の取組を進めます。

【取組方針の項目】

①職員研修の実施 ②窓口等における配慮 ③選挙等における配慮

「成果」

市役所新規採用職員研修において、障がいや障がい者への理解を深めるための研修や合理的配慮に関する説明を行い、市職員としての資質向上に努めました。

窓口においては、障がい者支援課に手話通訳者を配置するとともに、意思疎通が必要な方に対しては、筆談など来庁者の障がい特性に応じた適切な対応に努めています。

「課題」

職員の手話言語の習得について、引き続き取り組む必要があります。

(8) 雇用・就業、経済的自立の支援

【基本的な考え】

障がいのある人が、住み慣れた地域の中で、自立した生活を営むためには、就労への支援が重要です。

働く意欲のある障がいのある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労する場の確保や環境づくりを進めます。

また、就労促進のみならず、年金や諸手当の受給、経済的負担の軽減等により、障がいのある人の経済的自立を支援します。

【取組方針の項目】

- ①総合的な就労支援 ②経済的自立の促進 ③障がい者雇用の促進
④障がいの特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保 ⑤福祉的就労の底上げ

「成果」

障がいのある方の一般就労促進のため、ハローワーク米子、障害者就業・生活支援センターなど、地域の関係機関と連携して、就労促進・定着に取り組みました。

また、市役所の障がい者雇用率は、令和5年6月1日現在2.73%であり、国、地方公共団体等に求められる法定雇用率2.6%を上回っています。

福祉的就労の底上げについては、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの優先調達に取り組むとともに、福祉の店市役所店についても、市職員や来庁者に対するPRに努めています。

○優先調達実績 ※いずれも各年度ごとの目標値を達成

	実績額
令和2年度	22,621,703円
令和3年度	45,002,375円
令和4年度	40,218,732円

「課題」

障がいのある方の就労支援については、一般就労、就労継続支援A型、就労継続支援B型など、本人の意向を踏まえつつ、障がいの特性や状況に応じた適切な選択と支援につなげていく必要があります。

また、市役所における障がい者就労施設等からの優先的な物品・役務調達については、業務の切り出しなど、発注する業務の拡大を図った結果、実績は大きく増加しましたが、調達する物品・役務や調達先の固定化の傾向があるため、さらなる充実に向けた努力が必要です。

(9) 教育の充実

【基本的な考え】

障がいのある児童・生徒が、障がいのない児童・生徒と共に学ぶことができ、本人の障がいの特性や程度に応じた、適切な方法により教育を受けることができるようにすることが重要です。

障がいのある児童・生徒が、就学前から卒業まで切れ目ない指導・支援が受けられるよう、指導内容等に関する情報を関係機関で共有するとともに、学校、福祉や保健、医療などの各分野と連携を図りながら、障がいのある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

一方、障がいのない児童や生徒、大人が、障がいの特性や障がいのある人への理解を深め、障がいの特性に応じた必要な配慮ができるよう、学校、地域において障がいを理解するための学習機会の提供や啓発を進めます。

【取組方針の項目】

- ① 学校教育の充実
- ② 教育環境の整備
- ③ 生涯学習の充実
- ④ 障がい及び障がいのある人への理解の促進

「成果」

障がいのある児童・生徒が、就学前から卒業まで切れ目ない指導・支援を受けることができるよう、こども総本部と連携し、支援を行っています。放課後等デイサービスなど障がい福祉と教育との連携について、取組を進めました。

生涯学習の推進については、障がいのある方への学習機会の提供に努めるとともに、講座や講演会等への手話通訳者や要約筆記者の派遣を行いました。

地域における障がい理解のための学習機会の提供については、各地域の民生児童委員や高等学校などからの求めに応じ、障がいに関する授業への講師派遣や助言を行いました。

「課題」

教育と福祉の連携については、支援が必要な児童の発達を支援する観点から、より一層進めていく必要があります。

心のバリアフリーを広めるため、企業や市民へのあいさポーター研修の実施等、学習機会の提供や啓発をさらに推進する必要があります。

(10) 文化芸術活動・スポーツに親しむための支援

【基本的な考え】

障がいのある人が芸術や文化活動に親しむことは、障がいのある人の生活を豊かにするばかりでなく、自己実現や社会参加の促進につながるとともに、市民の障がいや障がいのある人に対する理解を深めるためにも、大きな意味があります。

また、障がいのある人がスポーツやレクリエーション活動を通じて、体力の増強や交流、余暇の充実等を図るため、体育施設等のバリアフリー化を進めるとともに、障がい者スポーツを通じて障がいと障がいのある人への理解が促進されるよう取り組みます。

【取組方針の項目】

①文化芸術活動への支援 ②スポーツに親しむための支援等

「成果」

障がいのある人に対する市民の理解と認識を深めることにより、共に生きる社会の実現を目指す「共に生きるアート展」を継続して開催しました。

○令和4年度の開催実績

- ・日時：令和4年9月13日から9月19日
- ・場所：米子市美術館
- ・実績：参加事業所：23事業所、作品数：162作品、来場者数 901人

障がいのある方のスポーツによる体力増強や交流については、市有施設（指定管理者：社会福祉法人養和会）である米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズにおいて、車イスバスケットボールやボッチャなど多様な障がい者スポーツの普及に取り組んでいます。

また、障がいの有無を問わず、スポーツを通じて自らの限界に挑戦する「全日本challengedアクアスロン」大会に対しては、予算、人的の両面から支援を行い、広報よなご令和4年12月ではその様子を取り上げるなど、障がいのあるアスリートの努力を広く市民にPRしています。

現在新築に向けて動いている米子新体育館について、障がいのある方にとって利用しやすい施設とする水準設定を設けるなど、環境整備に向けた取組みを行っています。

「課題」

米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズのさらなる利用促進のためのPRが必要です。

第3 米子市障がい福祉計画・米子市障がい児福祉計画

1 「3年後（令和5年度）の目標値の設定」について

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 本市の目標値と実績

	令和5年度末の目標値		令和4年度末現在	
	地域生活への移行	施設入所者の削減	地域生活への移行	施設入所者の削減
令和元年度末 施設入所者数 158人	10人 (6.3%)	3人 (1.9%)	3人 (1.9%)	8人 (5.1%)

② 取組状況

令和4年度末現在の施設入所者数は150人と、令和元年度末から8人減少しました。これは地域生活への移行のほか、死亡などによるものです。

令和4年度、本市では、市施設入所者の地域生活への移行を進めるため、市内入所施設の職員等から現状の聞取りなどを実施しました。

今後も引き続き、施設職員、相談支援専門員等と意見交換を行うとともに、他市町村や関係事業所とも連携し、地域移行に向けた意識の醸成を図ることとしています。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 本市の目標値

精神障がいや発達障がい、高次脳機能障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、就労、地域の助け合いなどが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を推進します。

② 取組状況

精神病床からの退院と地域移行の取組については、基幹相談支援センターにおいて、鳥取県や医療機関、関係事業所とともに進めており、令和4年度は2人が地域生活へ移行しました。

引き続き、退院可能な状態にある方について働きかけや地域での生活のために必要な支援体制の整備、障がいに対する理解を深めるなどの取組を進めます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

① 本市の目標値と取組状況

令和2年度に地域生活支援拠点を整備しました。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

・ 本市の目標値と実績・取組状況

ア 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行

	目標値	実績
	令和5年度	令和4年度
就労移行支援事業所等を通じて一般就労した人数	年間 27 人	年間 26 人

イ 就労定着支援事業の利用者

	目標値	実績
	令和5年度	令和4年度
就労定着支援事業の利用者数	年間 19 人 (27 人のうち 7 割)	年間 18 人 (26 人のうち 7 割)

(5) 障がいのある児童の支援の提供体制の整備等

① 本市の目標値と取組状況

ア 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

令和4年度末現在、市内に児童発達支援センターは2事業所あり、引き続き、児童発達支援センターを中核とした地域での支援体制を推進します。

一方、保育所等訪問支援は、令和4年度末現在、3事業所となり、令和2年度から2事業所増え、障がいのある児童が地域の保育所等で支援を受けることができる体制整備が進みました。

イ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保

○ 児童発達支援事業所

令和4年度現在、設置できていませんので、身近な地域で利用できる体制の整備を進めます。

○ 放課後等デイサービス事業所

令和4年度現在、市内に2事業所ありますが、引き続き、利用ニーズを踏まえ、身近な地域で利用できる体制の整備を促進します。

ウ 医療的ケア児の支援体制の確保

令和元年度に、西部圏域での協議の場として、鳥取県西部障害者自立支援協議会に医療的ケアを要する障がい児者支援体制部会を設置し、医療的ケアが必要な児童への支援のため、関係機関が連携を図るための体制を整備しました。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、市内の相談支援事業所等に配置されているとともに、市役所内には米子市障がい者基幹相談支援センターの相談支援専門員をはじめ、障がい者支援課など関係課に配置しています。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 本市の目標値と取組状況

平成31年4月に米子市障がい者基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援の中核的機関として、相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障がいのある人からの相談対応等を総合的・専門的に行う体制を整備し、本市の相談支援の充実と体制強化に取り組んでいます。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

① 本市の目標値と取組状況

令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、市職員の専門的研修の積極的な受講、過誤請求の具体例等をサービス提供事業所や相談支援事業所等と共有することにより、適正な請求事務の促進などに取り組むこととしています。

令和4年度においても、市職員が相談支援従事者研修等を積極的に受講し、障がいのある人への支援についての認識と障がい福祉サービス等への理解を深めました。

2 「障がい福祉サービス」等の給付実績の状況

(1) 障がい福祉サービスの利用状況

① 訪問系サービス（介護給付）

人＝月間の利用人数
時間＝月間のサービス提供時間

サービス名	2年度		3年度		4年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
居宅介護	283人	321人	350人	321人	383人	320人
	5,943時間	5,868時間	6,293時間	5,648時間	6,725時間	5,462時間
決算額	362,639,593円		355,126,279円		343,608,434円	
重度訪問介護	7人	9人	11人	10人	12人	13人
	1,709時間	2,257時間	2,361時間	2,551時間	2,459時間	2,529時間
決算額	75,248,590円		83,774,120円		87,363,600円	
行動援護	36人	33人	35人	34人	37人	39人
	858時間	1,012時間	1,084時間	1,109時間	1,156時間	1,134時間
決算額	63,268,025円		69,538,758円		71,502,148円	
重度障害者等 包括支援	1人	0人	0人	0人	0人	0人
	65時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
決算額	0円		0円		0円	
同行援護	33人	19人	24人	20人	25人	21人
	410時間	198時間	291時間	195時間	303時間	201時間
決算額	6,690,998円		6,607,819円		7,063,316円	
決算額合計	507,847,206円		515,046,976円		509,537,498円	

訪問系サービスの実績について、令和3年度と令和4年度を比較すると、利用人数は、ほぼ同じとなっています。

一方で、提供時間数は、居宅介護と重度訪問介護で減少しており、ヘルパーの人材不足などの理由により、希望する時間に利用できないなど、ニーズを満たせていないことが影響しているものと考えられます。

② 日中活動系サービス（介護給付・訓練等給付）

【介護給付】

人＝月間の利用人数
人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

サービス名	2年度		3年度		4年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
生活介護	313人	314人	333人	311人	352人	319人
	5,943人日	5,975人日	6,713人日	5,943人日	7,520人日	5,936人日
決算額	891,080,979円		905,167,066円		924,671,158円	

療養介護	26人	20人	21人	19人	21人	18人
決算額	61,253,780円		58,123,414円		56,144,855円	
短期入所 (福祉型)	61人 479人日	61人 376人日	73人 438人日	72人 456人日	85人 510人日	78人 481人日
短期入所 (医療型)	27人 189人日	10人 61人日	11人 58人日	11人 66人日	13人 61人日	13人 77人日
決算額	61,267,626円		78,332,128円		87,365,669円	
決算額合計	1,013,602,385円		1,041,622,608円		1,068,181,682円	

【訓練等給付】

人＝月間の利用人数
人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

サービス名	2年度		3年度		4年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
自立訓練 (機能訓練)	1人 12人日	0人 0人日	1人 12人日	0人 0人日	1人 12人日	0人 0人日
決算額	0円		0円		0円	
自立訓練 ※1 (生活訓練)	20人 392人日	27人 484人日	26人 449人日	37人 567人日	32人 482人日	57人 875人日
決算額	32,606,469円		40,956,199円		62,987,732円	
就労移行支援	26人 429人日	30人 459人日	35人 516人日	27人 466人日	38人 561人日	34人 523人日
決算額	49,183,955円		42,402,851円		59,469,977円	
就労継続支援 (A型)	131人 2,638人日	121人 2,271人日	108人 2,086人日	99人 1,906人日	108人 2,086人日	106人 2,009人日
決算額	190,607,953円		175,700,397円		194,238,765円	
就労継続支援 (B型)	593人 10,094人日	641人 10,966人日	689人 11,713人日	654人 11,001人日	689人 11,713人日	664人 10,955人日
決算額	976,442,031円		999,879,029円		1,018,588,061円	
就労定着支援	1人	4人	9人	5人	13人	11人
決算額	892,470円		1,297,859円		4,178,329円	
決算額合計	1,249,732,878円		1,260,236,335円		1,339,462,864円	

※1 自立訓練(生活訓練)には、自立訓練(宿泊型訓練)を含む。

日中活動系サービスのうち介護給付では、短期入所(福祉型)の利用者が増加しています。近年、グループホームに併設型の短期入所の事業所が増えたことにより、提供体制が整備されたためと考えられます。

訓練等給付では、いずれも利用実績が増加しています。

自立訓練（生活訓練）は、令和4年度に新たに2つ事業所が増えたこと、また、就労移行支援は、サービスの認知の高まりと事業所での支援内容の充実により、利用希望が多くなった結果と思われます。

また、就労継続支援（A型）は、令和3年度に事業所の閉鎖があったため利用者が減少しましたが、令和4年度に西部圏域で事業所の新規開設があったため、利用者は増加傾向にあります。

就労継続支援（B型）については、令和2年10月から令和4年3月末まで、地域の実情に即した提供体制となるよう新規指定や定員増を制限する取組が試行的に行われましたが、令和4年4月からは、新たな取組として、西部圏域において新規に事業所の開設または定員増を計画している事業者は、指定申請に当たり事業計画書や市町村の意見書の添付が必要となる取組が始まっています。

その結果、令和4年度に新たな開設や定員を増加した事業所はありませんでしたが、依然として、市内の事業所の定員の合計は、利用者数の実績を上回っている実態があります。

③ 居住系サービス（介護給付・訓練等給付）

人＝月間の利用人数

サービス名	2年度		3年度		4年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
自立生活援助	1人	6人	7人	9人	9人	8人
決算額	1,166,820円		1,841,040円		1,836,172円	
共同生活援助 (グループホーム)	160人	159人	173人	159人	181人	167人
決算額	292,776,797円		299,706,383円		341,871,598円	
施設入所支援	163人	156人	154人	154人	151人	150人
決算額	236,785,858円		238,172,727円		236,073,221円	
決算額合計	530,729,475円		539,720,150円		579,780,991円	

居住系サービスのうち、共同生活援助（グループホーム）は、令和4年度に市内で5事業所（定員25人）が増え、利用者も増加しました。

近年、日中サービス支援型のグループホームの開設が相次いでおり、重度の障がいのある方にも対応した施設が増えていますが、一方で、グループホームの大規模化が進んでいる現状もあります。

令和5年度においても、新たなグループホームの設置が予定されていますが、行動障がいのある人や医療的ケアが必要な人など、障がいの程度や利用者のニーズを踏まえたグループホームの整備について取り組んでいく必要があります。

④ 相談支援

人＝月間の利用人数

サービス名	2年度		3年度		4年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績

計画相談支援	360人	355人	413人	377人	479人	422人
決算額	66,806,010円		64,863,570円		72,297,679円	
地域移行支援	4人	0人	5人	0人	8人	1人
決算額	426,120円		30,590円		377,638円	
地域定着支援	3人	0人	2人	0人	3人	0人
決算額	0円		0円		0円	
決算額合計	67,232,130円		64,894,160円		72,675,317円	

相談支援のうち計画相談支援については、サービスの利用希望者の増加に伴い実績も増加しています。

市内の相談支援事業所の相談支援専門員の不足により、障がい福祉サービスの利用を希望される方が、速やかなサービス利用に支障が出ている実態を踏まえ、本市では、障がい者支援課に相談支援専門員を配置し、サービス等利用計画の作成支援を行うとともに、令和4年度から相談支援事業所の新規立ち上げや相談員の増員を行った事業所に対して、人件費の補助する事業を鳥取県と協調して行いました。

その結果、本市を含めた圏域で相談支援専門員が増加したことにより、相談支援体制は整いつつありますが、引き続き相談支援専門員の確保に取り組みます。

⑤ 発達障がい者等に対する支援

事項	4年度	
	見込量	実績
ペアレントトレーニング ¹ やペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数等 ^{※1}	40人	15人
ペアレントメンター ² の人数 ^{※2}	17人	17人
ピアサポートの活動への参加人数 ^{※3}	14人	15人

※1 米子市子ども相談課及び児童発達支援センターあかしやにおいて実施しているペアレントトレーニング講座の受講者数。

※2 ペアレントメンターの人数は、ペアレントメンター鳥取に登録している市内のペアレントメンターの人数。

※3 発達障がいのある人等に対するピアサポートの活動は、当事者やその家族の団体において実施されているもののうち、本市で把握している活動状況等から参加人数を算出。(年間参加実人数)

¹ ペアレントトレーニング／保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムのこと。

² ペアレントメンター／自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

⑥ **精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築**

未集計

⑦ 相談支援体制の充実・強化のための取組

事項	4年度	
	見込量	実績
総合的・専門的な相談支援体制の有無	有	有
地域の相談支援体制の強化		
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ^{※1}	184件	178件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ^{※2}	30人	0人
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 ^{※3}	24回	24回

※1 米子市障がい者基幹相談支援センターにおける実績件数

※2 鳥取県西部9市町村で共同委託により実施している相談支援促進研修事業の実績。

※3 鳥取県西部障害者自立支援協議会で実施している相談支援機関の連絡会の開催実績。

⑧ 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

事項	4年度	
	見込量	実績
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 [※]	5人	6人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所等と共有する体制の有無及び実施回数	有 2回	無

※ 本市担当課職員の研修受講者数

(2) 障がい児福祉サービスの利用状況

人＝月間の利用人数
人日＝月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

サービス名	2年度		3年度		4年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
児童発達支援	64人	66人	62人	77人	66人	92人
	601人日	640人日	623人日	746人日	657人日	793人日
決算額	85,386,853円		106,222,489円		115,890,094円	
医療型児童発達支援	18人	3人	12人	3人	14人	6人
	63人日	13人日	49人日	14人日	52人日	25人日
決算額	762,703円		829,567円		1,205,413円	
居宅訪問型児童発達支援	4人	0人	1人	0人	2人	0人
	28人日	0人日	7人日	0人日	14人日	0人日
決算額	0円		0円		0円	
放課後等デイサービス	210人	227人	232人	246人	240人	272人
	2,611人日	3,080人日	3,177人日	3,349人日	3,288人日	3,624人日
決算額	360,200,648円		403,247,889円		441,327,123円	
保育所等訪問支援	6人	0人	2人	2人	2人	4人
	12人日	0人日	2人日	2人日	2人日	4人日
決算額	0円		583,162円		827,633円	
障害児相談支援	80人	79人	95人	94人	109人	96人
決算額	15,351,130円		17,758,370円		17,778,120円	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を統制するコーディネーター※1	1人	29人	35人	33人	41人	39人
決算額合計	461,701,334円		528,641,477円		577,028,383円	

※1 医療的ケア児に対する関連分野の支援を統制するコーディネーターの実績人数は、市内事業所等に在籍するコーディネーター養成研修修了者数（令和4年度実績には、令和4年度養成研修修了者を含む。）を計上。

障がい児福祉サービスの利用実績は、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者が大きく増加し、見込量を超えています。令和4年度にも新たな事業所の開設が複数あり、利用者の増加傾向は当面続くものと考えます。

医療的ケア児等コーディネーターは、本市職員をはじめ市内の相談支援事業所等の相談支援専門員等が養成研修を受講し、修了者の配置が進んでいます。

(3) 子ども・子育て支援等

人＝月間の利用人数

サービス名	2年度		3年度		4年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
第1号認定 (幼稚園等)	48人	25人	44人	32人	43人	25人
第2号認定 (保育所等)	388人	141人	360人	112人	356人	113人
第3号認定 (保育所等)	17人	6人	15人	13人	15人	7人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	146人	94人	142人	97人	142人	106人

(4) 地域生活支援事業の状況

【必須事業】

サービス名		2年度		3年度		4年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
決算額		110,596円		193,344円		264,121円	
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
決算額		500,000円		500,000円		500,000円	
相談支援事業							
障害者相談支援	事業所数	5か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
決算額		42,671,000円		42,668,000円		47,700,000円	
基幹相談支援センター	設置の有無	設置	設置	設置	設置	設置	設置
決算額		12,599,845円		12,588,745円		12,614,440円	
相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	未実施
決算額		132,021円		39,994円		0円	
住宅入居等支援事業	実施の有無	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施
決算額				0円		0円	

成年後見制度 利用支援事業	利用者数/ 年	2人	1人	5人	5人	6人	5人
決算額		6,937円		1,093,200円		1,080,000円	
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
決算額		126,200円		126,200円		158,248円	
意思疎通支援事業							
手話通訳者派 遣事業	件数/年	1,400件	1,250件	1,452件	1,078件	1,452件	1,059件
要約筆記者派 遣事業	件数/年	28件	19件	48件	18件	48件	46件
手話通訳者設 置事業	設置者数	1人	3人	3人	2人	3人	2人
決算額		14,351,969円		14,626,397円		14,670,566円	
日常生活用具給 付等事業	件数/年	3,879件	3,946件	4,338件	3,864件	4,771件	4,166件
決算額		40,742,477円		40,513,502円		42,235,782円	
手話奉仕員養成 研修事業	修了者数	55人	23人	60人	23人	60人	23人
決算額		1,364,272円		2,363,013円		2,400,325円	
移動支援事業	実利用者数	165人	204人	218人	208人	220人	190人
	延べ 利用時間数	16,370 時間	9,737 時間	12,821 時間	9,539 時間	12,949 時間	9,085 時間
決算額		29,465,326円		28,757,417円		28,670,445円	
地域活動支援セ ンター	事業所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	5か所
	実利用者数	140人	149人	153人	124人	153人	140人
決算額		35,067,736円		35,069,233円		29,224,827円	
決算額合計		219,809,379円		178,539,045円		179,518,754円	

【その他の事業】

サービス名		2年度		3年度		4年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
日中一時支援事業	実利用者数	111人	118人	155人	112人	161人	94人
	延べ利用日数	10,527日	9,454日	10,504日	9,046日	11,066日	7,623日
決算額		38,149,674円		37,654,806円		35,072,516円	
訪問入浴サービス	利用者数/年	5人	2人	2人	2人	2人	3人
	決算額	1,881,250円		1,580,000円		2,208,750円	
決算額合計		40,030,924円		39,234,806円		37,281,266円	

地域生活支援事業のうち、相談支援事業（障害者相談支援）については、市内の4つの相談支援事業所に委託して実施していますが、本市の相談支援体制の充実のため、令和4年度に委託料を見直しました。

移動支援事業及び日中一時支援事業については、新型コロナウイルスにご本人やご家族が感染されたことにより利用ができなかったり、事業所が休止となった影響などにより、利用実績は前年度と比べ減少しています。